

山梨県公報

号外第二十二号の二

平成二十五年

三月三十一日

日 曜 日

目 次

条 例

山梨県税条例の一部を改正する条例……………

条例のあらまし

山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(「税務課」)

1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 不動産取得税

(1) 心身障害者を多数雇用する事業主が一定の助成金の支給を受けて取得する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十五年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に改めることとした。

(2) 一定のサービスポイント付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十五年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に改めることとした。

自動車取得税

(二) 衝突被害軽減ブレーキを装備した自動車の取得に係る課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が五トンを超えるバス等を加えることとした。

(三) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置の適用期限を平成二十五年三月三十一日から平成二十八年三月三十一日に改めることとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十四号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十条の第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「第五十八条第五項中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービスポイント付き高齢者向け住宅」とを削る。

附則第十二条の五の四第七項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)」を「制動装置保安基準」に改め、同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。
一 車両総重量が五トンを超える乗用車(府令で定めるものに限る。)(又はバス(府令で定めるものに限る。))であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。))で府令で定めるものに適合するもの

附則第十二条の十六の二中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の山梨県税条例附則第十二条の五の四第七項の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番